

水道事業の経営戦略の策定に係るパブリックコメントに寄せられた市民意見に対する市の考え方

	ご意見	市の考え方
1. 経営戦略全体について	<p>①市税による補填について（8 件）</p> <p>厳しい経営状況の解決のため、また、桜ヶ丘浄水場の廃止及び大阪広域水道企業団との統合を回避するために、水道料金の改定とは別に、市税（一般会計や特別会計等）から水道事業会計へ費用を補填することはできないのか。</p>	<p>水道事業は独立採算制で、必要な費用は水道料金で賄うことが原則です。箕面市では、水道事業に対する一般会計からの繰出金の対象としているのは総務省から通知される基準（地方公営企業繰出金基準）に該当するものに限り、税収で補う（＝基準外の繰出を行う）という考えはありません。</p> <p>国交付金等を最大限活用したうえで、必要な水道料金を算定し、料金改定の検討を行います。</p>
	<p>②水量の将来予測（財政シミュレーション）について（7 件）</p> <p>箕面市の人口は増加しているのに、なぜ有収水量が将来的に減少する見込みとなるのか。</p> <p>また、データセンター等の多量の水量が必要と思われる施設が増える傾向にあるため、市内の有収水量は今後増加していくのではないかと。現在及び将来の有収水量の予測において、そのような多量の水量を必要とする施設を反映できているのか。</p> <p>水量の実績及び将来予測について、用途別に示してほしい。</p>	<p>人口変動の要因は、「自然増減（死亡数と出生数の差）」と「社会増減（転出数と転入数の差）」の 2 つの側面があります。箕面市の人口は、新しく住宅が開発された地域への転入が多く（社会増）、その他の地域の少子高齢化による人口減少（自然減）を上回っているため、現時点では微増し続けています。しかし、開発が落ち着いた後は、少子高齢化に伴う人口減少が進むことが予測されています。令和 45 年には約 1 割減少、それに伴い有収水量も約 1 割減少し、同様に給水収益も減少が見込まれています。</p> <p>市東部の開発予定施設にかかる使用水量見込みに関しては、協議中のデータセンター等については、同種同規模の稼働中施設の使用実績を参考に水量見込みを高位予測に加えています。しかし、協議が始まっていない施設等については、詳細を把握できないことから、将来予測には反映していません。</p> <p>有収水量の実績及び将来予測については今回の経営戦略にも記載しておりますが、ご意見を踏まえ、経営戦略 18 ページ図 4.2（水需要（有収水量）の見通し）について用途別の内訳がわかるように修正します。</p>
	<p>③水道料金について、値上げは必要である（5 件）</p>	<p>水道料金の値上げについては、外部有識者・市民等で構成される第三者</p>

【 令和 7 年度第 3 回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和 8 年 2 月 26 日）資料 】

	<p>現在の諸課題の解決のため、また、経営状況に見合った適正な価格とするため、値上げは必要である。(早期に値上げをすべきである。)</p>	<p>的な機関での審議や市民への丁寧な説明を行いながら進める必要があると考えており、早期に検討に着手したいと考えています。</p>
	<p>④水道料金について、値上げを避けてほしい (5 件) 箕面の水道料金は高いと感じており、更に値上げになるのではと不安を感じている。 企業団と統合した場合、箕面市単独経営の場合と比較して値上げの可能性が高くなるのではと懸念している。</p>	<p>浄水処理の方法、水源からの距離、給水区域内の標高差といった地形等の条件が異なることに伴う施設の配置状況、管路の更新工事の必要性等から、各市町ごとに料金水準にも差が生じており、箕面市は大阪府内で概ね中位の水道料金です。 大阪広域水道企業団（以下、「企業団」という。）と統合した場合でも、大阪市を含めた全ての市が企業団に統合し、料金を統一する「府域一水道」が実現するまでの間は、水道料金の算定は各団体ごとに行うこととされています。そのため、箕面市の水道料金についても、これまでどおり、箕面市の水道事業に必要となる費用に基づき、料金改定の検討を行います。よって、企業団との統合には関係しません。</p>
	<p>⑤経営戦略について、賛成する (5 件) 桜ヶ丘浄水場の廃止や企業団との統合方針は合理的であり、今回の経営戦略に賛成する。</p>	<p>今回の経営戦略は、将来の箕面市水道事業の経営環境が、これまで以上に厳しくなる見通しをふまえ、今後も安心・安全な水道水を安定して届けるための計画をまとめたものです。計画に基づき、引き続き箕面市水道事業の安定した経営に努めます。</p>
	<p>⑥基本理念について (4 件) 経営の基本方針について、安価の追求という基本理念を掲げるべきではない。</p>	<p>経営の基本理念について、水道料金については、地方公営企業法第 21 条に「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされています。 「安価の追求」という基本理念については平成 20 年 3 月策定の箕面市上下水道事業経営ビジョンにおいて定められたものですが、基本理念の説明として「最大限に経営の合理性、効率性を高め、最少の経費で最大の効果を挙げる経営に取り組みます。」と記載しています。 また、水道法第 1 条においても、水道事業の目的として「清浄にして豊</p>

【 令和 7 年度第 3 回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和 8 年 2 月 26 日）資料 】

		<p>富低廉な水の供給を図ること」と定められています。</p> <p>よって、「安価の追求」とは「安価であればあるほどよい」、という性質のものではなく、上記の法及び箕面市上下水道事業経営ビジョンにおける説明にあるとおり、経営の合理性、効率性を高めることを目的とした公正妥当な金額であることを前提としたものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、上記の内容について経営戦略 17 ページに説明を追記します。</p>
<p>2.「投資計画(施設整備計画)」のうち、桜ヶ丘浄水場の存廃について</p>	<p>①自己水を守るべき(36件)</p> <p>自己水は貴重な財産であり、一度廃止すると復活できないものでもあるため、桜ヶ丘浄水場は存続するべき。</p>	<p>市内全域に安心・安全な水道水を安定して届け、災害に強い施設・管路を整備するためには、自己水だけに着目するのではなく、重要管路や施設の耐震化・更新を進めることが最重要と考え、令和 27 年の重要管路の耐震適合率目標を 85%、配水池の耐震化率を 96.3%と定めて管路や施設の更新工事を実施していきます。</p> <p>桜ヶ丘浄水場のみの配水区域は桜ヶ丘、新稲 2 丁目の一部、新稲 5～7 丁目、桜 3 丁目の一部などの約 3,900 世帯(市内全世帯数の約 6%)ですが、桜ヶ丘浄水場の施設を仮に耐震化・更新する場合、約 35 億円の整備費用が必要となり、その費用の上昇に要する水道料金は桜ヶ丘浄水場の配水区域以外の方たちも含め市全体で負担することになります。</p>
	<p>②災害時のバックアップとして存続させるべき(16件)</p> <p>桜ヶ丘浄水場を廃止した場合、箕面市内の自己水は、箕面川から取水する箕面浄水場のみとなる。災害時等で企業団水の供給が途絶えた場合、箕面市民への水の供給のためにも、桜ヶ丘浄水場を存続させるべきではないか。</p> <p>また、災害時に必要な水量についても、箕面浄水場で供給可能な 1 人 1 日 3 リットルでは、不足するのではないか。</p>	<p>大地震が起こった直後には、少なくとも 3 日間は外部支援が届かないことを想定して、市では各家庭に対し、1 人 1 日 3 リットルの飲料水と生活用水の備蓄を呼びかけています。災害の規模が大きく、断水が長期間にわたる場合には、市対策本部と連携し、外部支援も受けながら、市民が最低限生き延びるための飲料水を確保し、避難所等への拠点給水による応急給水を実施するとともに、1 日も早い復旧に努めます。</p> <p>桜ヶ丘浄水場は、国から譲渡されて以降、既に 70 年以上が経過しており施設の老朽化も進んでいます。また、施設及び管路はいずれも耐震化されていないため、災害時に大規模な被災を受けるリスクが高い状況です。ま</p>

【 令和7年度第3回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和8年2月26日）資料 】

		<p>た、施設が立地的にも給水車の頻繁な出入りが困難な住宅地にあることなどから、災害時に大きな強みとはいえないと考えています。なお、自己水の災害時の利用については、桜ヶ丘浄水場を廃止した場合でも箕面浄水場で自己水が確保できます。箕面浄水場の最大浄水能力は1日約2,400立方メートルであり、非常時に必要とされる1人1日3リットルに人口14万人を掛けた約420立方メートルの飲料水を十分に確保できる能力を有しています。桜ヶ丘浄水場を廃止しても、災害時の最低限の飲料水の供給については箕面浄水場で対応可能と考えています。</p>
	<p>③水質がよいので、存続させるべき（7件） 桜ヶ丘浄水場から供給される水質は良質（純度が高く、安全、美味、適温）であるため、桜ヶ丘浄水場は存続させるべきではないか。</p>	<p>桜ヶ丘浄水場の水については、この区域にお住まいの方の中には「井戸水で美味しい」という声がある一方、「少し癖を感じる」や「乾いた後に水回りに白い汚れが付着する」といったご意見も寄せられており、評価が分かれています。</p> <p>一般的に、水道水の水温は、水源や配水方法等により違いが生じる場合がありますが、いずれも水道法に基づく水質基準に適合しており、安全性に問題はありません。</p>
	<p>④更新・延命について（4件） 桜ヶ丘浄水場における取水量が減少しているのであれば、井戸を増設する、施設を更新するなどして、取水量を向上させればよいのではないか。 桜ヶ丘浄水場の浄水コストのシミュレーションについて、2027年から2030年に掛けて、なぜ浄水コストが上昇しているのか。</p>	<p>桜ヶ丘浄水場の公称能力については、半町第1取水場1,300立方メートル/日、半町第2取水場1,400立方メートル/日、桜ヶ丘浄水場の井戸1,350立方メートル/日を合わせて4,050立方メートル/日となっています。</p> <p>そのうち、桜ヶ丘浄水場内の井戸については、経年劣化による取水能力の低下等により休止しています。</p> <p>桜ヶ丘浄水場内の井戸については、井戸の掘り直し等の改修により取水量の回復は一定程度見込まれますが、場内に掘り直す場所がなく、場外に用地を確保する場合には多額の費用が必要と想定されます。</p> <p>将来にわたり同じ水量・水質を安定して確保できるとは限らないこと、掘り直す場所が敷地内になく、また桜ヶ丘浄水場の廃止方針が既に決定していること等から、現時点では改修等の検討はしていません。</p>

【 令和7年度第3回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和8年2月26日）資料 】

		<p>2027年から2030年に掛けてのコストの上昇の主な要因は、この時期に、更新時期を迎えた電気設備や機械設備等の更新が集中することにより減価償却費が増加するためです。</p>
	<p>⑤廃止について、賛成（3件） 老朽化が進む桜ヶ丘浄水場について、存続には多くの費用がかかるため、廃止が現実的だと考える。 市全域の管路の更新を優先させるほうが多くの市民にとって有益だと考える。</p>	<p>桜ヶ丘浄水場については施設の老朽化や非耐震構造といった課題が年々深刻化しており、地震などの災害時には安全・安心な水の供給が十分に確保できないリスクが高まっています。また、耐震化を行うと多額の費用が必要となるため、ご意見のとおり、廃止する方針です。管路更新については、重要管路の耐震適合率85.0%(R27)という目標値を定めて取り組み、今後も引き続き安全・安心な水の供給を行えるよう努めます。</p>

【 令和 7 年度第 3 回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和 8 年 2 月 26 日）資料 】

<p>3. 大阪広域水道企業団との統合検討について</p>	<p>①技術職員の不足について（12 件）</p> <p>技術職員が不足しているのであれば、採用人数を増やせばよいのではないかと。企業団との統合により技術職員を確保するのは安直ではないかと。</p>	<p>技術職員の不足について、ここ数年の地方公務員の新卒技術職員の採用については、全国的に民間企業に就職する傾向が強く、どこの市町村も人材確保に苦勞しています。箕面市においても市公式 X や民間求人サイトの活用を積極的に行うとともに、採用試験 PR のため学校訪問を実施するなど、若手職員の採用拡大に努め、採用人数を増やそうとしていますが、思うように採用できないのが現状であり、60 歳以上の定年延長、再任用職員、さらには経験者を会計年度任用職員として活用を図りながら人員確保に努めている状況です。</p> <p>特に、水道に関して言えば、必要な人材は土木、機械、電気、水質等多岐にわたります。ベテラン職員の集中退職期が目の前に迫っており、水道の知識や経験のない箕面市の職員で補充しても、育成までに相当に期間を要すること、職員の採用に苦勞している状況から判断すると、箕面市だけで技術継承が可能な形で年代別に職員を配置するのは現実的に困難と考えています。</p> <p>一方、企業団は水道事業に特化した業務であることから、水道事業だけに関わりたいという人材は、箕面市より確保しやすく、土木、機械、電気、水質等多岐にわたる人材の採用試験を実施するなど、組織として必要な人員の確保ができており、技術継承可能な形で年代別に配置することが可能と考えています。</p>
	<p>②統合の時期について（8 件）</p> <p>企業団との統合を検討するのはなぜ今なのか。時期尚早ではないかと。</p>	<p>企業団との統合時期について、料金の値上げ時期だけでなく、今後、管路や施設・設備の集中的な更新時期が到来し、技術面からも人材面からも強化が必要であることなども含め、定量的・定性的両面から検討した結果、令和 9 年度の統合が最適と判断しているものです。</p>

【 令和7年度第3回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和8年2月26日）資料 】

	<p>③市民の声の反映について（6件）</p> <p>企業団に統合された場合、災害時や水道料金の値上げの検討、水質等について、箕面市民の意思が十分に反映できなくなるのではないか。また、箕面市民が対抗手段を持てなくなり、箕面市議会でこれらの課題について議論ができなくなるのではないか。</p>	<p>水道料金への市民の声の反映について、水道事業に関する重要事項について、例えば、企業団との統合後に料金の値上げを行う場合には、企業団において外部有識者や市民等で構成する料金検討部会を立ち上げ、内容については市長及び市議会にも説明し、市民説明会等を実施しながら検討を進めて行くこととなります。また、検討結果を料金改定案としてとりまとめた後も、企業団の運営協議会においては、箕面市の水道を所管する担当部長が参加し意見を述べるすることができます。また、企業団は大阪市を除く42市町村で構成される団体であり、運営協議会での承認を得た重要事項は、42市町村長が構成員となる首長会議に諮られることとなり、箕面市長も構成員として首長会議で意見を述べるすることができます。さらに、首長会議で承認を得た事項が企業団議会に提案されますが、料金改定等の議案が諮られる年度は、当該団体に優先的に議席が配分されることとなっています。</p> <p>以上を勘案すると、企業団と統合したとしても、箕面市に関わる重要事項については地元である箕面市の意見が尊重される仕組みが担保されていると考えています。</p>
	<p>④交付金について（6件）</p> <p>企業団との統合による交付金について、統合のメリットといえるほど額が大きくない。また、交付金の使途についても不安がある。人材育成のための資金とすることはできないのか。</p>	<p>企業団との統合により得られる交付金の使途は、老朽化した桜ヶ丘浄水場の廃止に伴う連絡管の整備、船場東受水場の機能移転、箕面浄水場内の統合配水池の整備その他市内の老朽管路の更新など水道インフラに充当する予定です。</p> <p>なお、交付金のうち、広域化事業、管路の耐震化事業については、充当できる内容が決まっています。いずれも充当できるのは水道インフラなどの投資費用や、統廃合に伴い廃止する施設の撤去費用であり、人材育成に充てることはできません。</p>

【 令和7年度第3回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和8年2月26日）資料 】

	<p>⑤デメリットについて（6件） 企業団との統合にデメリットはないのか。</p>	<p>企業団統合により、水道料金改定などの重要事項は42市町村議会から選出された議員で構成される企業団議会で決定されるため、今までのように箕面市議会での議決事項ではなくなることをもって「デメリット」ととらえられる方も見受けられます。</p> <p>ただし、水道事業の重要事項については、③に記載したとおり、企業団と統合したとしても、箕面市の意見が尊重される仕組みとなっており、「デメリット」ではないと考えています。</p>
	<p>⑥民営化について（5件） 企業団は民営化される恐れはないのか。また、将来、大阪府知事の方針によっては民営化が強行される可能性はないのか。</p>	<p>民営化について、企業団は、民間企業ではなく、大阪市を除く大阪府内の42市町村が共同で設立した特別地方公共団体という公の組織で、水道専門の行政機関であり、その構成団体に民間企業は一切含まれていません。企業団では、他の水道事業体と同様、老朽化対策や更新事業を着実に推進するための手法として官民連携の取組を検討していますが、経営主体を「民営化」する考えはなく、箕面市も企業団と同じ考えです。</p> <p>なお、企業団の代表は、大阪府内42市町村の長で構成される首長会議で選出される「企業長」で「大阪府知事」ではありません。また、企業団の重要事項については、首長会議で協議されることから、「民営化の可能性」は低いと考えます。</p>
	<p>⑦災害時の対応等について（5件） 企業団と統合された場合、災害時の指揮系統はどうなるのか。箕面市への迅速な対応が十分に行き届かなくなるのではないか。</p>	<p>箕面市災害対策本部の指揮監督は対策本部長である市長が行いますが、水道に特化した対応については、これまでも水道職員が担ってきました。企業団との統合後は、箕面市の水道事業を所管する部署である（仮称）箕面水道センターが企業団本部のバックアップを受けながら、箕面市災害対策本部と連携して対応にあたることになるため、箕面の単独経営の場合と比べ、水道分野の災害対応は、より強化されると考えています。</p>
	<p>⑧企業団の水質について（5件） 企業団からの供給水の水質に不安を感じている。</p>	<p>水の安全性についてですが、水道水の水質基準は水道法に基づいて定められており、今後、企業団と統合したとしても、水質基準に適合した水を供給することに変わりなく、水質に関する情報の開示についても変わりあ</p>

【 令和7年度第3回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和8年2月26日）資料 】

		<p>りません。</p> <p>なお、企業団との統合を機に企業団水が配水されるようになるのではなく、箕面市内の9割を超える世帯には、既に企業団水が配水されており、問題なく利用されています。企業団水は、企業団がオゾン処理や粒状活性炭処理等を行った「高度浄水処理水」であり、水質基準に適合することはもとより、過去に厚生労働省が設立した「おいしい水研究会」が提言したおいしい水の要件を満たしています。</p>
	<p>⑨企業団との統合について、賛成（5件）</p> <p>企業団との統合は、効率的な水道事業の経営に繋がるため、賛成である。安定的な技術提供や人材確保の観点からも統合は妥当な選択と考える。</p>	<p>給水収益が減少する見込みの中で、企業団と統合した場合、国交付金が得られ、また、企業団からの技術支援による技術力の強化や災害時の体制強化にも繋がることから、企業団との統合を検討しています。今後も引き続き安全・安心な水の供給を行えるよう検討を進めます。</p>
	<p>⑩統合のメリットについて（3件）</p> <p>箕面市は人口が増えており、水源も豊富であるため、給水量や収益減少のリスクは低いのではないかと。また、他市の自己水の活用が難しいと想定するため、企業団に統合するメリットがないのではないかと。</p>	<p>箕面市の人口については、上記「1. 経営戦略全体について」の②に記載のとおりです。</p> <p>既に統合している団体が保有する自己水は、当該団体が活用することから、「他市の自己水源が活用できるかどうか」という観点では、ご指摘のとおりメリットはありませんが、活用できないからといってデメリットでもないと考えています。</p>
	<p>⑪インフラの管轄について（3件）</p> <p>インフラは市が管轄すべきものである。</p>	<p>箕面市が単独で経営する場合でも、企業団と統合する場合でも、いずれのケースにおいても、給水収益の減少が予想されるなかで、管路や施設の老朽化対策等は必要な状況であり、収益の悪化に伴う料金改定は避けられない状況です。これら課題を改善するとともに、災害時にも強い体制を構築するために、水道専門の行政機関である企業団との統合を検討しているものであり、企業団は既に府内19市町の水道事業を運営していることから、必ず市が運営すべきものではないと考えます。</p>
	<p>⑫近隣自治体との統合について（3件）</p> <p>企業団との統合ではなく、近隣自治体との統合を目指すべ</p>	<p>大阪府では、府域全市町村（大阪市も含む）が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置しています。同協議会での議論を経て、</p>

【 令和7年度第3回箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和8年2月26日）資料 】

	<p>きではないのか。</p>	<p>大阪府が令和5年に策定した「大阪府水道基盤強化計画」には、企業団を核とした府域水道の更なる広域化を推進し、府域一水道を目指すことを掲げています。企業団への統合については、統合時期を定めていないため、統合時期は各団体の事情や判断に委ねられていますが、企業団を核とする広域化を推進することは、府内全市町村の共通認識です。そのため、企業団とは統合せずに北摂近隣市と統合することは検討していません。</p>
<p>4. その他</p>	<p>①説明について（11件） 説明が不足していると感じている。</p>	<p>「水道事業の現状と課題及び大阪広域水道企業団との統合検討状況」や「水道事業の経営戦略の策定」について2回のパブリックコメントを行い、計8回の説明会を実施しました。また、「もみじだより」12月号から2月号までの3回にわたり箕面市の水道事業について特集記事を掲載し、水道事業の課題や企業団との統合について説明してきました。さらに、説明会で説明した内容をYouTubeで配信し、市ホームページにも掲載するなど、多様な手段を活用して情報発信に努めてまいりました。今後も適宜、広報紙や市ホームページを通じ、市民の皆さまに丁寧にお知らせしていきます。</p>
	<p>②広報について（4件） 水道事業について、わかりやすく周知してほしい。</p>	<p>このたび、「もみじだより」12月号から2月号の3回にかけて特集記事を通じて、箕面市の水道の課題等について集中的にお知らせしました。 今後も水道料金の値上げの必要性や災害時の対応について、市民の皆様の安心につながるよう丁寧な情報発信に努めます。</p>